

議案第 17 号

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 1 年佐倉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条、第 9 条関係）

区分	単位	使用料
活動コーナー	1 時間につき	1 4 0 円

備考

- 1 市内に在住、在学又は在勤する者以外の者が使用する場合は、区分における使用料の 1 0 割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、その端数を 1 時間とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。